

健生肝発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室長
（公 印 省 略）

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の
一部改正について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日付け健肝発 0712 第 1 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）により行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 8 月 1 日より適用することとしたので通知する。

(別添)

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

新	旧
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い 1. 参加者証の交付申請について (1) ①ア～イ （略） ウ 別紙様式例 6－1 及び 6－2 による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別紙様式例 6－2 に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱 3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の 2 4 月以内に、実施要綱 3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による<u>入院及び</u>外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療、<u>肝がん外来関係医療及び肝がん・重度肝硬変合算関係医療</u>について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に 1 月以上あることが記録されているものをいう。以下 1（1）、6（2）、7（6）及び 9 におい	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い 1. 参加者証の交付申請について (1) ①ア～イ （略） ウ 別紙様式例 6－1 及び 6－2 による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別紙様式例 6－2 に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱 3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の 2 4 月以内に、実施要綱 3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療<u>及び</u>肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に 1 月以上あることが記録されているものをいう。以下 1（1）、6（2）、7（6）及び 9 において「医療記録票の写し等」という。）

て「医療記録票の写し等」という。)

エ～オ (略)

②～③ (略)

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 1 1 (略)

(別紙様式例 1) ～ (別紙様式例 9) (略)

エ～オ (略)

②～③ (略)

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 1 1 (略)

(別紙様式例 1) ～ (別紙様式例 9) (略)